

国際会計基準審議会（IASB）議長 Hans Hoogervorst氏及び IFRS財団エグゼクティブ・ディレクター Yael Almog氏に訊く 「ミッション・ステートメント及び 評議員会のレビュー」

IASB議長 Hans Hoogervorst

IFRS財団エグゼクティブ・ディレクター Yael Almog

IASB客員研究員 くらもち こういちろう 倉持亘一郎

日本公認会計士協会常務理事 きし がみ けい こ 岸上 恵子

日本公認会計士協会
IASB対応専門委員会委員長 なが の りゅういち 永野 隆一



左から、Yael Almog氏、Hans Hoogervorst氏

本誌では、日本公認会計士協会常務理事の岸上恵子氏及び日本公認会計士協会IASB対応専門委員会委員長の永野隆一氏がロンドンの国際会計基準審議会（IASB）オフィスを訪問されたのを機に、「ミッション・ステートメント及び評議員会のレビュー」をテーマとして、IASB議長のHans Hoogervorst氏、IFRS財団エグゼクティブ・ディレクターのYael Almog氏、IASB客員研究員の倉持亘一郎氏にお集まりいただき、インタビューを実施した。

インタビューでは、IASBのミッション・ステートメント、IFRS財団から公表されている意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」、日本及び米国におけるIFRSに関する状況、個別プロジェクトの動向などについてお話をうかがった。IASB及びIFRS財団の現状及び今後の動向を把握するためにも、是非、ご一読いただきたい。

（機関誌編集委員会）

I はじめに

岸 上 先日パリで行われたIFRSカンファランスでのHoogervorst議長のスピーチ¹にとても感銘を受けました。冒頭部分で、Jakob Sollの著書である会計史書によると、フランス革命直前にルイ16世が財務大臣に任命したスイス人の銀行家Jacques Neckerが、国家財政の財務報告を公表したという革命的な取組みを引用されていました。日本でも日本公認会計士協会東京会会長が、明治維新前に坂本龍馬が「これより天下のことを知る時は、会計もっとも大事なり」と手紙を書いたことを紹介しています。今日でも会計は経済にとって非常に重要だと思います。

Hoogervorst 会計は多くの人が思うような退屈なものではありませんね（笑）。

公的部門においても民間部門においても、経済活動に対する説明責任をより高い水準で、そして、より適切な形で果たす上で、会計は極めて重要な役割を担っています。それは、私がこの仕事を引き受けた一番の理由でした。私のこれまでの仕事を振り返ってみると、米国の銀行で働いていた時期を除き、政府、証券規制当局、そして、今の基準設定主体と、常に公益に対して正面から取り組むものでした。私は、会計が公益にとって非常に重要なものだと考えています。そのことを今回のミッション・ステートメント²にまとめました。

Hoogervorst議長の経歴

倉 持 2011年に国際会計基準審議会（IASB）議長に就任される前は、証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会議長として、また、金融

危機諮問グループ（FCAG）共同議長として、より大局的な視点から資本市場において会計が果たす役割をみていらっしやったことと思います。このあたりを含め、これまでのご経験についてご説明いただけますか。

Hoogervorst まず、政府の仕事に関してですが、オランダ政府に9年間おりました。社会雇用副大臣、財務大臣、最後は健康・福祉・スポーツ大臣として働きました。それらすべての役職で共通していたのは、当時のオランダ政府が、立ち行かなくなっていた公共財政の立て直しに専念していたという点です。政府として財政支出と財政赤字を削減し、オランダの公共財政の健全性を取り戻しました。これはとてもやりがいのある仕事でした。

その後、証券規制当局で働くこととなり、しばらくぶりに会計に関する仕事をする事となりました。私が初めて会計に関係する仕事をしたのは最初に就職した銀行でした。そこで財務分析と会計について若干学びました。この時の経験は限られたものでしたが、IASBで働くようになってからとても役に立っています。オランダの証券規制当局長官になってからは、財務報告の監督、また、



IASB議長

Hans Hoogervorst氏

監査監督当局としての仕事をし、会計と向き合うこととなりました。その時に、IOSCO専門委員会の議長に就任しました。IOSCO専門委員会の仕事を通じてAlmogさんとも知り合いました。当時、会計基準は金融危機が理由で大きな批判にさらされていました。私は、メッセンジャーが悪意知らせを届けたために撃たれてしまった典型的なケースだと強く感じ、会計に対する批判は公正なものではないと思い、この問題に飛び込むことを決めました。その後、さまざまなことが重なり、金融危機への対応に関して、米国財務会計基準審議会（FASB）とIASBに対して助言を行うFCAGの共同議長となり、報告書を取りまとめました。こういった仕事を通じて、IASB議長の候補として名前を挙げていただくこととなりました。当時、FCAGの報告書に記載した助言のいくつかを、今、IASBの議長として実行しています。とはいえ、私は熟練した会計士ではありませんので、IASB議長の有力な候補ではなかったと思います。

岸 上 それはご謙遜です。有力な候補だったと思います。

倉 持 資本市場に関する多様なバックグラウンドを持つメンバー全員でIASBというボードを構成することが定款で示されています。IASBを取りまとめる上で、資本市場に対して持たれている幅広い視点が特に重要だったのではないのでしょうか。

Hoogervorst 幅広い視点については強みだと思います。ただし、私は会計基準設定においては、専門的な細部も大変重要な意味を持つと考えています。そういった点については今でも苦勞することがあります。

岸上 確かに細部も重要ですが、幅広い視点のほうがもっと重要だと思います。

Hoogervorst そうですね。私とともに基準設定に取り組むIASB理事の多くは、会計に関して極めて高度の専門性を有しています。細部については彼らの判断を信頼しています。

岸上 規制当局から会計基準を設定する立場に変わられ、何かお考えに変化はありましたか。

Hoogervorst いえ、ありません。私たちは、会計基準の設定を通じて、企業がどのように財務報告をすべきかを定めています。会計基準の設定は規制を設けることであると言えます。そういった意味では、現在の仕事と以前の仕事にそれほど違いがあるとは思っていません。ただ、会計基準設定主体のほう限定された領域に焦点を絞っているという側面はあると思います。

岸上 会計基準の設定に焦点があるということですね。

Hoogervorst はい。そして、細部がより重視されます。

日本の状況

岸上 日本の状況についてはどのようにお考えですか。日本ではIFRSの任意適用が容認されています。しかし、まだ、日本基準、米国会計基準、IFRS、そして修正国際基準（JMIS）が混在しています。

Hoogervorst 私は2011年に議長に就任しましたが、当時、日本企業でIFRSを採用していたのは4社だけでした。また、米国の状況は厳しいものとなりつつありました。少なくとも、米国においてIFRSが強制適用されないのではないかと、ということが明確になりつつありました。そして、日本でもIFRSから離脱す

るかのような動きがありました。その当時、少なくとも日本国外ではそのようにみられていました。当時の金融担当大臣がIFRSに対して慎重な姿勢を示していましたし、米国会計基準に関する規則も変更されました。その数年前、日本国内の上場企業による米国会計基準の適用は、将来的に認められなくなるという方向性が示されていたにもかかわらず、その規則が撤廃されたのです。その頃の日本の状況を考えると驚くべきことですが、その後、IFRSを任意適用する日本企業数はどんどん増えていきました。短期間にここまで任意適用が増えるとは、日本の方々も驚いていらっしゃるかもしれませんね。現在の日本政府はIFRSに対して前向きで、IFRSを支持していただいています。このような日本の状況の変化を大変嬉しく思っています。また、日本におけるIFRSの適用の拡大はとても示唆に富むものだとも思っています。ほとんどの国では、企業の意向とは無関係に規制当局や政治家が全上場企業へのIFRSの適用を強制しました。しかし、日本ではIFRSの使用は強制されず、個々の企業に会計基準を選ぶ選択肢が与えられました。個々の企業は自社にとってのメリットとデメリットを慎重に検討した上で自主的にIFRSを採用し、その数は大幅に増えています。こういった日本の状況は、IFRSの国際的な信頼性という観点からも、とても好ましいことだと思っています。私はさまざまな場所で、日本の状況を伝えています。

岸上 そう言っていただいても嬉しく思います。1つ質問があります。日本はほぼ単一民族の島国であり、鎖国していた歴史もありま

す。日本人は、自分たちの商慣行や考え方がヨーロッパや西洋とは異なると考えがちです。私のアメリカ人の同僚は、日本では契約条件が曖昧なことがあり、関係性に基づいてビジネスを行うことがあると言っています。そのような違いは実際ある場合もあると思います。とはいえ、日本は自分たちの考え方を説明しなければなりません。しかし、私たちは自分たちの考え方を論理的に説明することが得意ではないと感じています。プレゼンテーションが苦手なのです。そこでお聞きしたいのですが、基準設定における日本の役割はどのようなものとお考えでしょうか。一般的な話ですが、日本人の中にはIFRSがヨーロッパや英語を母国語とする人たちのための基準だと感じる人もいます。そのような中で、日本はIFRS基準の設定にどのように貢献することができるでしょうか。

Hoogervorst まず申し上げたいのは、日本は他国とそれほど違うのではないのでしょうか。日本の会計の考え方の多くは、もともとドイツから来たものではありませんか。違いますか。

岸上 確かに一部はそうですね。

Hoogervorst 私は昨日ドイツにいたのですが、以前、日本で聞いたことがある多くのコメントを、昨日はドイツで聞きました（笑）。

実際、日本企業から聞くコメントの多くは、他の国々の企業から聞くコメントと非常に似ています。例えば、「公正価値を多用しすぎないでほしい」、「貸借対照表を重視しすぎず、もっと損益計算書を重視してほしい」といったものです。こういったコメントは、世界中どこでも聞か

れます。また、日本の関係者全員がのれんの償却に強くこだわっているかのように言われることがあります。一方で、IFRSや米国会計基準においてのれんの償却が行われないことに満足している日本の関係者の方々も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。このように、日本の関係者の方々の間でも、さまざまな意見があるのではないのでしょうか。

岸 上 そのとおりだと思います。

Hoogervorst 日本のビジネスマンの方々はとても現実的です。彼らは世界中でビジネスを行っていますので、非常にグローバルな考え方をしていると思います。日本企業がIFRSを任意適用した理由を聞くと、こういった点が表れていると感じます。

岸 上 日本のビジネスマンはサイレント・マジョリティなのかもしれませんね。

Hoogervorst そうかもしれません。いずれにせよ、「日本としての違いはあっても、その違いは皆様が考えるほど大きいものではないのではないか」と思います。

次に、日本が国際的な会計基準設定にどのように貢献できるかですが、既に大いに貢献していると思います。企業会計基準委員会（ASBJ）はとても高く評価されています。会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）に対して質の高い多くのペーパーを作成し、日本として素晴らしい貢献をしています。また、IASBの日本人理事である鷺地隆継氏は、大変優秀な方です。このように日本にはかなりの影響力がありますし、そうであるべきだと思います。アジアの方々の中には、IASBがかなり欧州寄りではないかと考える方

もいらっしゃると思いますが、欧州の関係者はIASBが自分たちの意見を聞いてくれないと感じています。私たちは彼らの意見も聞いていると思うのですが……。自分の意見がどの程度聞き入れられているのか、誰もが少し不安を感じているのだと思います。しかし、IASBは欧州の機関にはなりたくありませんし、アジアの機関にもなりたくありません。私たちはバランスのとれた国際機関でありたいと考えています。このように、誰もが意見を言える機関であり続けることがとても重要です。

ただ、アジアと欧州で1つ大きな違いがあるとすれば、欧州には欧州連合という経済的統合体、そして、政治的統合体があるという点です。意見を1つにまとめることで、欧州の声は非常に強いものとなり得ます。これに対して、アジアの意見はまとまってはいませんので、アジアの基準設定主体はもっと緊密に協力すべきなのではないのでしょうか。日本、中国、韓国の3か国で、日中韓3か国会計基準設定主体会議を行っているとうかがっていますが、こういった取組みはとても重要だと思います。コメント・レターを共同で作成したりすることで、さらに重要なものとなる可能性もあるかと思っています。

岸 上 分かりました。コメントありがとうございます。

Almog氏の経歴

岸 上 Almogさんの経歴についてお教えいただけますか。

Almog 2012年にIFRS財団のエグゼクティブ・ディレクターに就任し、3年になります。その前は、イスラエル証券規制当局の国際関係のディレクターでした。その際、イスラエルにおけるIFRS適用に深くか



IFRS財団エグゼクティブ・ディレクター
Yael Almog氏

かりました。また、IOSCOやOECD等、国際機関に関する仕事もしていました。それ以前は、証券規制関係の検察官として12年間、刑事事件を担当していました。Hoogervorst議長、IFRS財団評議員会のPrada議長、そして私も証券規制当局の出身であるという点はとても興味深いと思います。資本市場が有効に機能する上で会計や財務報告がいかに重要な役割を果たしているのか知ることができましたので、証券規制当局での経験は、IFRS財団で仕事をする上で、とても役に立っていると感じています。

Ⅱ ミッション・ステートメント

1. ミッション・ステートメントの概要

岸 上 ミッション・ステートメントの主要なメッセージについて簡単に説明いただけますか。私はこのミッション・ステートメントはとても分かりやすく良いと思っています。まず、短いですね。これなら誰もが読むことができます。IFRS財団の定款や戦略レビュー報告書は厳密だと思いますがとても長いです。一方で、ミッション・ステートメン

トにはその中に書かれているIASBの使命が要約されています。

ミッション・ステートメントと定款、戦略レビュー、概念フレームワークとの関係についても簡単にご説明いただければと思います。

Hoogervorst おっしゃるとおり、ミッション・ステートメントはIFRS財団、そして、IASBがどのような使命を持ち、何のために活動をしているのかを簡潔にまとめたものです。IFRS財団の定款をベースにしていますが、より理解しやすいように表現を書き換えている部分もあります。私たちは、IFRSの基準設定活動を通じて、世界の金融市場に透明性、説明責任、そして、効率性をもたらしたいと考えています。

まず透明性ですが、IFRSの基準設定を通じて、より高品質な財務情報を提供することで達成したいと考えています。そして、IFRSの特筆すべき点は、グローバルな比較可能性をもたらしという点です。これは、例えば米国会計基準のような各国の会計基準とは異なる点です。

説明責任に関しては、企業に資本を提供する投資家とその資本を活用する企業の間の情報の非対称性を緩和することによって、企業が説明責任（accountability）を果たせるようにしたいと考えています。基本的には受託責任（stewardship）の原則を前提としており、経営者がその責任を果たしたかどうかを、より明確に投資家に伝えることを目指しています。また、制度の枠組みの中で、説明責任がきちんと果たされるようにするという役割を担う世界中の規制当局にとって、IFRSは大変重要なものであるという点も申し上げておきたいと思います。

そして効率性は、経済的効率性を念頭に置いています。IFRSの適用により国際的な財務諸表の比較可能性が高まりますので、投資家がクロスボーダー取引を行う際にも適切な投資機会を特定することが容易になり、その結果、資本がより適切に配分されることになります。また、投資家になじみのある会計基準であるIFRSに基づく財務報告が行われることによって、投資家は異なる会計基準がもたらす影響を考慮する必要がなくなりますので、企業にとっては資本コストの低減につながる可能性があります。さらにグローバルに活動する企業にとっては、すべての子会社に単一の会計基準を適用することでコスト削減につながりますし、内部管理の向上も期待できるでしょう。これは、日本企業がIFRSを適用した主な理由の1つだと理解しています。

次に、私たちがどういった観点からIFRSが公益に資すると考えているのかお話をさせていただきたいと思います。まずグローバル化が進むビジネスや経済における信頼を高めることにIFRSは寄与すると私たちは考えています。信頼は日本のビジネスや経済においても非常に重要です。ビジネス上の関係は、単純に法律上の義務や契約によってのみ構築されるものではありません。信頼も必要なのです。企業が示すさまざまな財務数値も信頼できるものでなければなりません。そういった財務数値に対する信頼を高めることにIFRSは寄与します。また、先ほどお話をしたように、IFRSは国際的な資本の配分を推進し、それにより、成長をサポートします。さらに、会計をより良いものとすることは、最

終的には世界経済の安定にも寄与すると考えています。こういった3つの点から、IFRSは公益に寄与し得ると考えています。

2. 長期の金融安定性

岸 上 金融安定についてですが、ミッション・ステートメントでは「長期の金融安定」という表現が使われています。IFRSは世界の経済状況の変化に当然対応しなければなりません。しかし、基準設定の独立性も非常に重要で、政治介入は望ましくありません。そういう理解で正しいのでしょうか。

Hoogervorst 「長期の金融安定」という表現で意図したことを説明させていただきたいと思います。ある会社が透明性の高い財務情報を開示するとします。その会社の業績が悪く不安定な場合、会計はそれを明らかにし、短期的には業績の変動に伴い開示される財務情報の変動性も大きくなり、不安定になるでしょう。しかしそれは、会社の業績自体が不安定だからであり、それを隠さないからです。このような短期的な不安定さを容易に隠せるように会計基準を変更するよう、企業や銀行から圧力がかかることもあります。しかし、私たちはそういった基準設定をしたくないのです。私たちは、ありのままの経済の実態を財務情報によって明らかにすることは、信頼を高めることにつながり、透明性には強い予防的な効果があると考えています。企業の経済の実態が財務諸表によって明らかになることを知っていれば、企業はより慎重になるでしょう。必要以上に多くのリスクを取った場合にそれが財務諸表に表れると知っていれば、銀行もより慎重になるはずです。だからこそ、良い会計は必ず

しも短期的な安定はもたらさなくとも、長期的な安定をもたらすと私たちは考えています。

岸 上 私たちは、透明性の高い財務諸表が使われれば、政府がその情報に基づいて適切な公共政策を決定できるからだと解釈していました。これは正しいですか。

Hoogervorst はい、それも正しいです。

3. 国際的な比較可能性

岸 上 ミッション・ステートメントでは、「国際的な比較可能性」にも言及しています。先ほどのお話の中で少し出てきましたが、比較可能性が何を意味するのかご説明いただけますか。米国会計基準や日本基準とのコンバージェンスのことではないと思いますが。

Hoogervorst ミッション・ステートメントで記載した国際的な比較可能性は、他の会計基準に基づく財務諸表との比較可能性ではなく、IFRSを適用している企業間の国際的な比較可能性です。韓国企業が多くの問題に直面したアジアの金融危機を例に取りましょう。当時、韓国企業はまだ韓国基準を使っており、欧米の投資家は、韓国基準が自分たちが知っている会計基準といろいろと違うということは理解していましたが、韓国基準の内容は理解していませんでした。

岸 上 ずっと以前ですが、日本でも同じことが起こりました。

Hoogervorst 韓国が直面したアジアの金融危機は、それほど前のことではありませんでした。まだ20年も経っていません。その時の危機は非常に大きなものでした。その時に多くの外国人投資家は、「数値を信頼できないので、もう二度と投資し

ない」と考えました。その後、韓国は国際的な会計基準との大幅なコンバージェンスを推し進めましたが、海外の目は厳しいままでした。こういった背景もあり、韓国はIFRSをアドプションすることとしました。韓国には、韓国企業を他の主要国の企業と比較可能にするというIFRSをアドプションする重要な動機がありました。これが比較可能性という言葉で意図したことです。しかし、これは他の会計基準とのコンバージェンスと同じではありません。別のものです。

4. 説明責任

岸 上 次に、説明責任についてですが、ミッション・ステートメントでは、作成者と利用者の間のギャップを減らすという文脈において説明責任に言及されています。そこでお聞きしたいのです。利用者の知識レベルは異なると思いますが、基準の開発にあたり、どの程度の知識を持った利用者を想定しているのでしょうか。

Hoogervorst 概念フレームワークでは、財務情報についての合理的な知識を持ち、情報を入念に検討し分析する利用者のために基準を策定すると述べています^Ⅲ。

岸 上 合理的なレベルとは何でしょうか。

Hoogervorst 何をもって合理的というかは非常に難しい質問で、私にも分かりませんが、財務情報を理解する利用者です。実際には、利用者が合理的な知識を持っていたとしても、IFRSの中には難しい部分もあると思いますが、それは特段問題にはならないと思っています。もちろん、基準はできるだけ簡潔にしなければならないと思いますが、会計

基準が描写しようとしている経済的実態が非常に複雑な場合もあるためです。また、詳細を深く理解し、それを説明してくれるアナリスト等がいる限り、すべての財務諸表利用者が財務諸表を細部まで読み込み、完全に理解できなければならないというわけではありません。概念フレームワークにも、十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支援を求める必要のある場合もある、と記載しています。

「IFRSは複雑すぎて、誰も理解できない」と言われることもあります。私は、複雑なのは経済的実態であり、それゆえ財務諸表を理解するためにさまざまな知識が必要となると考えています。例えば新聞に掲載され、企業活動の結果として受けとめられてしまう、売上高、純利益、貸借対照表上の重要な数値のような数値が信頼できるものでなければならないということは特に重要だと思いますが、財務諸表の非常に細かい部分も同じように重要なのでしょうか。特に細かい部分は、アナリスト等が分析し、その結果を利用者に伝えればよいのではないのでしょうか。

岸 上 説明責任と受託責任の関係についてうかがってもよろしいですか。私たちの母国語は英語ではありませんので、説明責任と受託責任の違いを理解することが難しいのです。

Hoogervorst 2つの用語は非常に密接に関係しています。「受託責任」とは、企業の経営者が、自らに託された資金を適切に使わなければならないという受託者の義務のことです。経営者は投資家の資金を託された者であり、経営者にはその資金

を賢く投資し、賢く使う義務があります。説明責任もほぼ同じですが、投資家の資金をどのように、何に使ったかを投資家に説明することを経営者に求めるものです。

岸 上 感覚的には、説明責任のほうが少し幅広いのかと思っているのですが。

Hoogervorst 説明責任の対象のほうが少し広いかもしれません。受託責任は企業に資金を直接提供した投資家等に対するものですが、説明責任はもう少し幅広い利害関係者を対象にしていると言えるかもしれません。ただ、違いはとても小さいです。

現行の概念フレームワークでは、受託責任という用語自体を用いた説明を削除していたのですが、その用語に慣れ親しんでいる関係者が多かったため、概念フレームワークの公開草案では、経営者の受託責任を評価するために必要とされる情報を財務報告が提供することの重要性をより強調する提案をしています。この点は、ミッション・ステートメントでは説明責任という用語を使って説明をしています。

岸 上 ご説明ありがとうございます。概念フレームワークの公開草案で再導入されましたが、私たちにとっては分かりにくく、特別な意味があるのではないかと感じていました。

5. 効率性

倉 持 効率性に関連して、日本企業がIFRSを適用した理由について先ほどお話がありましたので少し補足をさせていただきたいと思います。IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットに



IASB客員研究員 倉持巨一郎氏

どのようなものがあつたのか等について、金融庁は、実態調査・ヒアリングを行い、「IFRS適用レポート」として今年4月に報告書を公表しました^{iv}。このレポートは、任意適用企業がなぜIFRSを適用することとしたのか、IFRSの適用に関してどういったメリットがあると考えているのか等についてとても有用な情報が示されていると思います。先ほどお話がありましたが、IFRSの適用方法に関して、日本の状況は他の国々の状況と大きく異なります。他の国々では政府がIFRSの適用を決定し、上場企業にその適用を強制したため、各企業はIFRSの適用がどういったメリットをもたらす可能性があるのか、また、どういった企業にとってはIFRSを適用するメリットがあるのか等について検討する機会はありませんでした。これに対して日本では、IFRSの適用によってどのようなコストが生じ、どのようなメリットをもたらす可能性があるのかについて各企業は検討を行っており、メリットのほうが大きいと判断した企業は適用を決めています。IFRS適用レポートによれば、企業がIFRSに移行した理由として最も多く挙げられたのは、海外子会社等

が多いため経営管理に役立つ、という点でした。グローバルに事業展開をしている企業、また、これからしようと考えている企業は、IFRSの適用によって国際的に展開するグループ内の事業の業績を管理するための単一の尺度を持つことができるため、グローバルビジネスの内部管理において有用であると判断されていました。また、IFRSを使った場合、他の国での資金調達が可能になるという意見もあり、ミッション・ステートメントの効率性の部分と共通していました。さらに、先ほどお話があった比較可能性の向上、海外投資家への説明の容易さという点も主な理由として挙げられていました。

Hoogervorst 効率性として、IFRSによって資金調達コストが低減し得ることと国際的な報告コストが低減することに直接言及しました。内部管理という用語は直接使いませんでしたでしたが、複数の会計基準を使うよりも単一の会計基準を用いるほうが、国際的に事業展開し、海外に多くの子会社を有する企業の内部管理に資するという点も明らかでしょう。多くの日本企業は世界中に子会社がありますね。

岸 上 IFRSを適用した日本企業は、IFRS適用前に予期していなかった事態やデメリットは生じていないと言っています。これはとても前向きなメッセージだと思います。

Hoogervorst そうですね。

Ⅲ 米国の状況

倉 持 センシティブな内容かもしれませんが、米国で最近動きがありましたので、これに関してご意見をうかがえますか。

Hoogervorst このトピックがセンシティブなものだとは思いません。現在の状況はかなりはっきりしてきていますので。近いうちに、米国がIFRSを上場企業に強制適用することは期待できないと思います。現実に向き合わなければなりません。日本のような個々の企業によるIFRSの任意適用を米国が認めることを私は望んでいました。しかしながら、そのような決定も下されないことはとても残念に思っています。米国に対しては忍耐が必要です。米国はいまだに世界最大の資本市場ですし、FASBは世界最大の資本市場の基準設定主体です。ですから、今後もFASBと良好な関係を維持し、ASAF等を通じて協力を続けていく必要があります。その上で、最終的には時間が解決してくれると思います。もし私たちが、日本、中国、インドを含む世界中の国々の財務報告をIFRSの使用で統合できれば、米国の企業も「このまま米国基準を使い続けるべきか、それともIFRSを適用すべきか？」と考える瞬間が訪れると思っています。

岸 上 私は、米国が多民族国家であり、訴訟が多い国であるために、細則主義の基準が好まれるのだと感

じています。しかし、原則主義と細則主義はバランスの問題でもあると思います。

Hoogervorst 実際には、世界で原則主義の文化を持つ国はほとんどないと思います。日本もそうですが、ほとんどの国の文化は細則主義を前提としています。アジアのほとんどの国もそうだと思います。しかし、これらの国々でもIFRSを適用することができています。では、IFRSは原則だけで構成された会計基準なのでしょうか。IFRSの基準書を読むと、純粹に原則だけの基準などないことが分かります。もしそうならば各会計基準は1頁だけになるはずですが、実際には各会計基準にはかなりの量のガイダンスが含まれていますので、結果的にかなり長く、かなり詳細だと思います。ですので、原則主義vs細則主義という対比自体が間違っていると思います。私は米国の文化がそれほど他の国と違うとは思いません。米国がIFRSに距離を置いているのは、米国は大国で、突出して大きい世界最大の資本市場を擁しているだからだと思います。米国が参加しているすべての国際機関をみれば分かるように、米国が参加するのは完全な拒否権があるときだけです。どちらかといえば主権の問題だと思います。こういった問題は時間がかかるのです。

岸 上 とても興味深いコメントをありがとうございます。

倉 持 最近の米国の動向について少し具体的に補足します。米国証券取引委員会（SEC）の主任会計官James Schnurr氏が、最近、IFRSについてのスピーチ⁷を行い、米国関係者とIFRSについて議論した結果、基本的に3つのメッセージが聞かれ

たと述べました。1点目はSECが米国内のすべての上場企業に対してIFRSの適用を強制することに対しては支持する意見はまったくみられなかったということ。2点目は、IFRSの任意適用を認めることに対してはほとんど支持がみられなかったということ。そして3点目は、単一の高品質かつグローバルに認められた会計基準という目的に対しては引き続き、支持があったということ。また、Schnurr氏は、別のスピーチで、IASBとFASBはIFRSと米国会計基準の間の差異をなくすことを改めてコミットすべきと発言しました⁸。

Hoogervorst まず、SECが単一のグローバルな会計基準という考え方に対するコミットメントをはっきり示したことはとても良いことだと思います。SECは「IFRSは私たちにとって重要ではない。FASBの健闘を祈る」とつき放して言っているわけではありません。彼らにも、単一のグローバルな会計基準という長期的な目標がみえており、それは非常に重要だと思います。だからこそ、私たちは辛抱強くならなければならないのです。既に申し上げたように、私はIASBとFASBが今後も協力していくことが重要だと考えています。しかし、その協力のあり方は、IASBとFASBの共同プロジェクトという形で、多くのコンバージェンス・プロジェクトを行ってきたこれまでの10年とは異なるものになるでしょう。これからは、日本もメンバーであるASAFを通じて協力していくことになります。

倉 持 米国会計基準とIFRSのコンバージェンスが重ねて強調されていますが、米国企業にとって、米国外企業との財務諸表の比較可能性



日本公認会計士協会常務理事

岸上恵子氏

を確保することの重要性は以前よりも高まっているという見方もあります。以前は世界中の名だたる企業が米国市場に外国登録企業（FPI）として上場し、米国会計基準の適用又は、米国会計基準で財務諸表を作った場合との財務諸表の調整表の開示を求められていました。そのため、米国企業は、米国会計基準を適用することで、世界の名だたる競合他社の財務諸表との比較可能性が確保されてきました。ところが、2007年に、IFRSを適用しているFPIは米国会計基準との調整表を作成する必要がなくなり、FPIの中でIFRSを適用する企業の割合は徐々に増加し続けています。もちろん日本企業やケイマン諸島の企業が米国会計基準を適用しているケースはありますが、現時点でニューヨーク証券取引所（NYSE）上場企業のうち、時価総額ベースで約8割のFPIがIFRSを適用していると考えられています。さらに、FPIが米国上場を取りやめるケースもありますので、米国会計基準を適用する米国企業にとって、海外の競合他社との財務諸表の比較可能性をめぐる状況は以前とは随分異なったものとなりつつあるという意見もあります。

Hoogervorst 将来的に、グローバルに事業展開をする日本の大企業の多くがIFRSを使うようになり、また、中国、インドにおけるIFRSの適用も拡大し、IFRSを適用する米国以外の世界中のグローバル企業の間で財務諸表の比較可能性が実現する日が来ると考えています。米国の資本市場は金融危機から回復し、ドル高の影響もあり、現在、世界の資本市場の時価総額全体の約40%を占めていると理解しています。しか

し、長期的にはその割合は減少していくと予想されています。このような国際的な財務報告や資本市場のトレンドを踏まえ、将来的には米国内でのIFRS適用に対する支持は高まっていくと考えています。

IV 評議員会のレビュー

1. 2015-2017年の戦略計画

倉持 次に、11月末にかけて広く関係者の意見を募集する「体制と有効性に関する評議員会のレビュー」[※]と、この意見募集文書に記載された戦略目標についてお話をうかがいたいと思います。組織としてのミッションを具体的な戦略目標という形で具現化し、実行していくことと思いますが、こちらを取りまとめられたAlmogさんから概要をご説明いただきたいと思います。

Almog 分かりました。ミッション・ステートメントで掲げられた信頼の醸成や成長といった高い理念を、実際にどのようにして組織として実現していくのか、どういった具体的な行動に結びつけていくのかについて検討を進めています。これは、必ずしも容易なことではありません。評議員会は、この組織が重点的に取り組むべき4つの主要な戦略目標を特定しています。私たちは戦略目標の大部分に自信を持って取り組んでいます。具体的な作業を進めるにあたり3つの分野に関して関係者の皆様のご意見をうかがいたいと考えています。

2. 単一の国際的に認められた会計基準の開発

倉持 まず、高品質で理解可能な、強制力のある単一の国際的に認められた会計基準を開発するという

戦略目標と関係する点についてご説明いただけますか。

Almog IFRS財団の戦略目標では、「高品質」という側面に焦点を当てています。具体的にはIASBが基準設定において踏まなくてはならないプロセスを記述したデュー・プロセスをより強固なものし、IFRSの品質を確保することを定めています。また、IFRSの有用性についても考慮しています。今回のレビューでは、投資家のニーズに照らしてIFRSの有用性を確保するという観点からいくつか具体的な質問をしています。

まず、テクノロジーの急速な変化は、投資家による財務報告の利用に影響を与える可能性があり、それに伴い、IASBの活動にもさまざまな影響を与える可能性があると考えています。しかし、この分野に関する私たちの取組みはまだかなり限定的です。私たちはタクソノミーに関する取組みを行ってはいますが、テクノロジーの進展は、財務報告により重要な変化をもたらす可能性もあります。例えば、体系的な財務諸表ではない形で財務情報が伝達されるようになる可能性すらあります。そこで、この分野に関してどのようなトレンドがあるのか、また、タクソノミーに関するIFRS財団の戦略は適切か、より幅広く検討を行うべきことはあるのかといったことについて、関係者の皆様のご意見をお聞きしたいと考えています。

IFRSの有用性の確保に関する次の質問は、より幅広い企業報告の進展にIASBは他の組織との協力関係を通じて積極的な役割を果たすべきか聞くものです。これは、投資家が企業の社会的責任やサステナビリティ

情報の報告に注目するようになりつつあることから、検討対象に含まれました。こういった、より幅広い企業報告において、IFRSはどういった役割を担うべきか、基本財務情報だけに焦点を絞るべきか、それとも、より幅広い分野を検討対象とすべきかといったことを検討したいと思います。

さらに、IFRS財団の活動範囲を拡大すべきかどうかを検討します。IASBは、これまでもIFRSの設定に加えて中小企業向けIFRS (IFRS for SME) の開発は行ってきましたが、非営利組織の会計基準も開発すべきという意見もあり、その役割は我々が担うべきか、我々は適任なのか、といったことをIFRS財団が果たすべき役割の問題として検討します。これがレビューの最初のトピックです。

3. IFRSの一貫した適用

倉持 次に、IFRSの一貫した適用の確保という戦略目標と関係する点についてご説明いただけますか。

Almog 先ほどHoogervorstさんはIFRSのグローバルなアドプションは時間が解決してくれるとおっしゃいましたが、私たちは、IFRSの品質の維持・向上やブランドに対して役割をしっかりと果たして初めて時間が解決してくれると考えています。私たちは、IFRSの品質とブランドが組織の目標達成につながるという長期的なビジョンを持っていますが、そのためには良い製品を作るだけでなく、その製品がきちんとその目的を果たすために利用されるよう、しっかりとサポートをしなければならないと考えています。ではどういったサポートを行えばよいのでしょうか。現在 (2015年5月1日時点)、116の

国・地域がIFRSを上場企業に強制適用しており、任意適用や一部企業への適用も含めると130の国・地域がIFRSを利用しています。このように、広く世界で適用されるIFRSが一貫して適用されるようにIFRS財団はサポートをしていかなければなりません。IFRSがすべての国・地域で一貫して適用されてこそ、ミッション・ステートメントで掲げられた理念を達成できると思います。

では、それを支援するために、IFRS財団は何をすべきなのでしょう。IFRS財団のオフィスはロンドンと東京にしかありませんが、その制約の中で、世界中の国々に対応しなければなりません。また、IFRS財団は執行や適用の最前線にいるわけではなく、基準を設定しているだけではないのでしょうか。例えば、教育の分野でできることがあるのではないかと考えています。また、IFRSの適用について話し合っている国際機関の議論を支援し、協力することもできるのではないかと考えています。

4. 組織としてのIFRS財団

倉持 では、組織としてのIFRS財団という戦略目標と関係する点についてはいかがでしょう。

Almog これは、基本的にはIFRS財団のガバナンスの強化に関するものです。この点に関して申し上げておきたいのは、IFRS財団は、過去、何度もガバナンスのあり方をレビューし、改善を続けてきているということです。このため、現時点で大きな改革が必要だとは思いませんし、IFRS財団のガバナンスは良好な状態であり、適切だと思っています。それでも状況は変わりますので、常

に現状を把握し、それがIFRS財団の体制の有効性に影響を及ぼす可能性があるかどうかを検討しなければなりません。例えば、今回の協議には3層構造に関する一般的な質問が含まれています。現在、評議員会は適切にIASBを監視していますし、モニタリング・ボードが、私たちの専門的な活動と世界の主要な証券規制当局によって代弁される資本市場のニーズとを結びつけており、私たちは、この3層構造は適切に機能していると考えています。とはいえ、ほかに検討すべき事項があるというご意見もあるかもしれませんので、質問をすることとしました。

評議員会の地理的分布 (次頁図表1 参照)

Almog IFRSは世界中でより広く使われるようになったため、評議員会の地理的分布も検討します。当初定められた分布では新たにIFRSを適用した地域が考慮されていけませんので、見直しが必要かもしれません。これも今回の協議の検討対象です。

資金調達 (次頁図表2 参照)

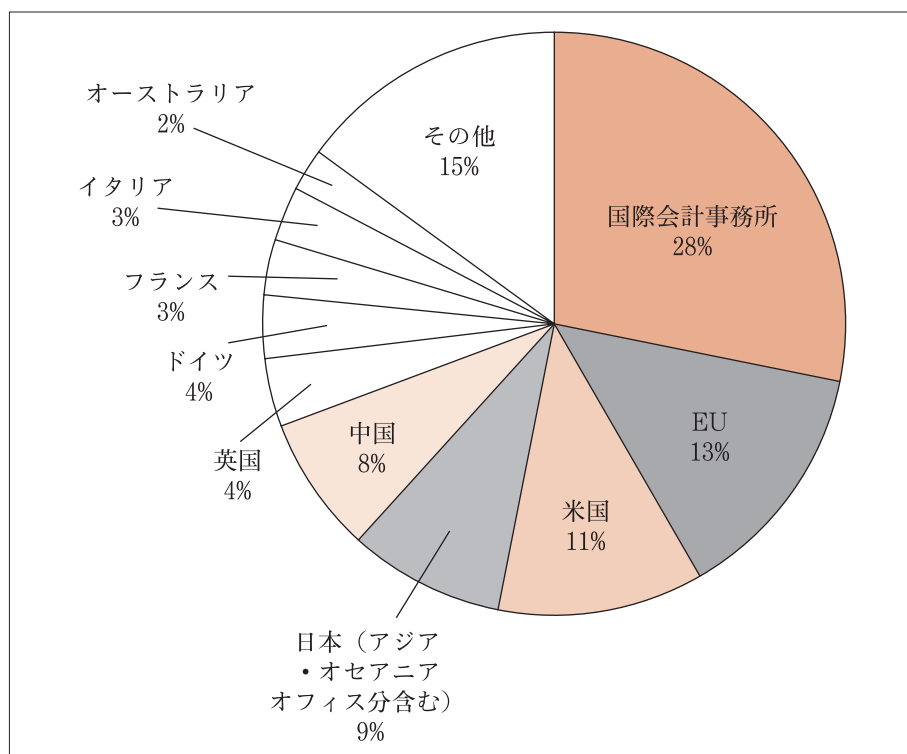
Almog IFRS財団の資金調達の枠組みに対してもご意見をお聞きたいと思っています。私たちは民間の組織ですが、IFRSは世界中の国々の規制に組み込まれていますので、公的資金の支援を受けることは当然だと考えています。しかし、残念ながら各国にはそれぞれ財政上の問題があり、現実には公的資金ですべてを賄うことはできていません。さらに、IFRSを適用している国の中には資金拠出を行っていない国もありますので、国際的な会計事務所からの拠出に頼ったり、自ら収益を生み出さなければなりません。資金の全額を

図表1 評議員会の地理的分布

地 域	定款の構成 (2015年6月現在の構成)	変更案
アジア・オセアニア	6名(6名)	17名の各地域への 割当は不明
欧州	6名(6名)	
北米	6名(5名)	
アフリカ	1名(1名)	
南米	1名(1名)	
その他	2名(2名)	5名
合計	22名(21名)	22名

出典：評議員会のレビューに基づき作成

図表2 2014年資金拠出割合



出典：IFRS財団アニュアル・レポート2014年に基づき作成

公的資金から調達することは理想ですが、現在の体制であれば、IASBの説明責任や独立性に対する問題はないと考えており、現実的に考えて現在の体制はうまくいっていると考えています。今回の協議ではこういった私たちの考えを示し、それに対するフィードバックをいただきたいと思っています。

5. 2011年戦略レビューとの相違

岸 上 評議員会は、設立から10

年を経た2011年に、第2の10年に向けての戦略レビューを行いましたね。今回のレビューはそれと同じ規模なのでしょうか、それともその時のフォローアップなのでしょうか。

Almog 今回のレビューはあくまでも限定的なレビューです。IFRSが世界中で適用され続け、より多くの国々がIFRSを適用しているのは、それらの国々がIFRSやIASBを信頼している証拠だといえ

るかと思います。それは、IFRS財団及びIASBが果たすべき役割を果たしているともいえるかもしれません。ただし、改善の余地はありますし、今日お話ししたような点については関係者のご意見をうかがいたいと考え、今回の限定的なレビューを行うこととしました。

岸 上 よく分かりました。ありがとうございました。

V 個別プロジェクト

1. 収益認識プロジェクト

永 野 個別のプロジェクトについてうかがいたいと思います。収益認識に関してですが、最近IASBは収益認識に関して世界的に統一された会計基準を公表しました。このIFRS第15号への対応として、日本では、最近、日本基準の収益認識基準を改善するためのプロジェクトが立ち上げられました。このプロジェクトではIFRS第15号と基準を同じにすべきか否か、といったことが議論されます。



日本公認会計士協会 IASB対応専門委員会委員長 永野隆一氏

Hoogervorst 日本基準に関してですね。

永 野 はい、日本基準に関してです。日本の収益認識基準を改善す

るために、私たちは収益認識に関する共同移行リソース・グループ (TRG) やIASBの動向を注視しています。最近、IFRS第15号を少し改訂することが決定されました。日本では、プロジェクトが立ち上げられましたが、実務上さまざまな問題が生じた場合、同じようにIFRS第15号を再検討するよう要請しなければならない場合もあるかもしれません。

Hoogervorst IASBは、IFRS第15号に対する変更をできるだけ最小限に止めたいと強く思っていますし、実際にそうなると思います。収益認識の主要な原則は変わらず、変更は一部の明瞭化だけであり、大きな変更はありません。ですので、日本基準の検討の作業の妨げにはならないと思います。

永野 分かりました。ありがとうございます。

2. 業績報告プロジェクト

永野 次に、業績指標に関してですが、現行のIFRSには営業利益の概念がないと理解しています。

Hoogervorst はい。

永野 しかし日本にはあります。営業利益を表示すべきか否か、それは私たちにとって大きな問題です。IFRSに基づいた場合も表示することはできますが、比較可能性や透明性が重要であるという問題もあります。それについてどのようにお考えでしょうか。この概念について見解をお聞かせいただければと思います。

Hoogervorst 私は営業利益は定義すべきだと考えていますし、少なくとも試してみるべきだと思います。ただ、容易なことではないと思います。韓国でも営業利益が定義されていると思いますが、営業利益は業種に固有の性質がありますので調整を

行うことが容認されていたと思います。日本ではその点は解決されていますか。

倉持 営業利益のような段階利益の開示は、日本のIFRS適用企業の損益計算書で多くみられます。しかし、韓国のように一律に営業利益の開示が要求されているわけではありませんので、企業ごとに異なる段階利益が表示されるという実務が形成されつつあります。特に極端なケースに対しては比較可能性に問題意識が示されることもあるようです。

Hoogervorst 日本基準ではどうですか。営業利益の定義は定められていますか。

倉持 営業利益は開示規則^④で定められ、重要な利益指標として広く利用されています。

Hoogervorst うまくいっているのですか。その情報はとても有益です。それがどのように定義され、どのように機能しているのか、日本はこの点に関して大きな貢献をできるかもしれません。私は、特に営業利益のような表示科目を定義すべきだと考えています。しかしそれは非常に難しいとも感じています。日本にはこの点で、是非、貢献していただきたいと思います。

岸上 本日は、ミッション・ステートメント、評議員会のレビュー、米国におけるIFRS適用状況、個別プロジェクトなど、さまざまなテーマについてお話をいただき、ありがとうございました。

〈注〉

- i Hans Hoogervorst, Chair, IASB, “Historical cost versus fair value measurement: les extremes se rejoignent”, June 2015. (IFRS財団

及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Alerts/Conference/Documents/2015/Hans-Hoogervorst-speech-Paris-June-2015.pdf> 参照)

ii IASB, Mission Statement (IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/About-us/Pages/IFRS-Foundation-and-IASB.aspx> 参照)

iii IASB「財務報告に関する概念フレームワーク」第3章：有用な財務情報の質的特性QC32 参照

iv 金融庁「IFRS適用レポート」2015年4月 (金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1/01.pdf>、英語版は <http://www.fsa.go.jp/en/news/2015/20150430-4/01.pdf> 参照)

v James Schnurr, Chief Accountant, Remarks before the 2015 Baruch College Financial Reporting Conference, May 2015. (SECウェブサイト <http://www.sec.gov/news/speech/schnurr-remarks-before-the-2015-baruch-college-financial-reporting-conference.html> 参照)

vi James Schnurr, Chief Accountant, Office of the Chief Accountant, Remarks at the 34th Annual SEC and Financial Reporting Institute Conference, June 2015. (SECウェブサイト <http://www.sec.gov/news/speech/remarks-34th-sec-financial-reporting-institute-conference.html> 参照)

vii IFRS財団, 意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」2015年7月 (IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/About-us/IFRS-Foundation/>

Oversight/Trustees/Documents/WEB
SITE_IFRS-Foundation-Trustee
s-Review%20-of-Structure-and-Eff
ectiveness_JULY-2015.pdf、和訳
はASBJウェブサイト[https://www](https://www.asbj.or.jp/asb/asb_j/iasb/ed/20150707.pdf)

[w.asbj.or.jp/asb/asb_j/iasb/ed/20150707.pdf](https://www.asbj.or.jp/asb/asb_j/iasb/ed/20150707.pdf) 参照)

viii 財務諸表等規則において営業利益が定められ、営業利益の計算に含まれない営業外収益・費用、特

別利益・損失等の内容について指針が示されている。

教材コード	J 0 2 0 7 1 4
研修コード	2 1 0 3
履修単位	1単位